4　監督
㈠　業務停止命令の要件に、不動産特定共同事業者が業務に関し、事業参加者に損害を与えたとき等を追加することとした。（第三五条関係）
㈡　立入検査等の対象に、不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者等を追加することとした。（第四〇条関係）
5　特例事業者
㈠　特例事業については、不動産特定共同事業の許可を要しないものとし、特例事業を営もうとする法人は、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならないこととした。
㈡　特例事業者が特例事業を営む場合においては、当該特例事業者を主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定の一部を適用することとした。
㈢　主務大臣は、特例事業者が特例事業として開始した事業が特例事業に該当しなくなったときは、当該特例事業者に対し必要な措置をとることを命ずることができるものとすること等、所要の規定を設けることとした。
㈣　特例事業者に対する立入検査等、所要の監督規定を設けることとした。（第四〇条の二関係）
6　雑則
不動産特定共同事業（第四号事業に限る。）を行おうとする信託会社は、第二種金融商品取引業の種別に係る金融商品取引法第二九条の登録を受けているものとすることとした。（第四六条関係）
7　その他
罰則の整備その他所要の改正を行うこととした。
8　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

――――――――――

◇小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（法律第五七号）（経済産業省）

一　中小企業基本法の一部改正関係
1　基本理念
基本理念に、小規模企業が、地域における経済の安定等に寄与するとともに、将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、その活力が最大限に発揮されなければならないことを規定することとした。（第三条関係）
2　小規模企業に対する中小企業施策の方針
国は、地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とすること、小規模企業の成長発展の状況に応じ適切な支援が受けられるようにすること及び金融、税制、情報の提供その他の事項について、経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと等の方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずることとした。（第八条関係）
3　基本的施策
基本的施策として、女性や青年による中小企業の創業の促進、中小企業の海外における事業展開の促進、中小企業の情報通信技術の活用の推進及び中小企業者の事業の承継の円滑化について規定することとした。（第一三条、第一六条、第一七条及び第二四条関係）
二　中小企業信用保険法の一部改正関係
1　用語の定義及び普通保険等に係る債務の保証の対象の拡充
この法律において「電子記録債権の割引」とは、中小企業者が有する債権である電子記録債権を債務の支払期日の前に金融機関に譲渡することにより、資金の融通を受けるものとし、日本政策金融公庫が行う普通保険等に関し、債務の保証の対象となる借入れに電子記録債権の割引を追加する等の措置を講ずることとした。（第二条、第三条、第三条の三～第三条の五、第三条の一一及び第五条関係）
2　小規模企業者の範囲の弾力化
「小規模企業者」に関し、範囲を政令で弾力的に定めることができることとした。（第二条関係）
三　中小企業支援法の一部改正関係
1　目的
目的に、中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定の制度を設けることを規定することとした。（第一条関係）
2　情報提供体制の整備
㈠　認定情報提供機関
経済産業大臣は、次の業務を行う者であって、情報提供業務の内容等に関する事項等について指針に適合するものを認定することができることとした。（第一三条関係）
(1)　中小企業の経営資源の確保を支援する事業の内容等に関する情報等を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法により、中小企業者の依頼に応じて提供すること。
(2)　(1)に掲げる業務に関し、中小企業者の依頼に応じて助言を行うこと。
㈡　変更の届出、改善命令及び認定の取消し
認定情報提供機関に係る変更の届出、改善命令及び認定の取消しについて規定することとした。（第一三条～第一五条関係）
㈢　中小企業信用保険法の特例
㈠の認定を受けた一般社団法人等に対する中小企業信用保険法の特例について規定することとした。（第一六条関係）
㈣　情報処理推進機構及び中小企業基盤整備機構の行う認定情報提供機関協力業務
情報処理推進機構及び中小企業基盤整備機構は、情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行うこととした。（第一七条及び第一八条関係）
四　小規模企業共済法の一部改正関係
「小規模企業者」に関し、範囲を政令で弾力的に定めることができることとした。（第二条関係）
五　下請中小企業振興法の一部改正関係
1　用語の定義
この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、事業活動について相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態にあるものとし、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者というものとし、「特定下請連携事業」とは、二以上の特定下請事業者が有機的に連携して新たな事業活動を行うことにより、特定下請取引への依存の状態の改善を図る事業とすることとした。（第二条関係）
2　振興基準
振興基準に定めるものに関し、下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項等を追加することとした。（第三条関係）
3　特定下請連携事業計画
二以上の特定下請事業者は、共同で行おうとする特定下請連携事業に関する計画を作成し、これを主務大臣に提出して、認定を受けることができるものとし、主務大臣による計画の認定、計画の変更の認定及び認定の取消しについて規定することとした。（第八条～第一〇条関係）
4　中小企業信用保険法及び中小企業投資育成株式会社法の特例
特定下請連携事業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例について規定することとし、中小企業投資育成株式会社による株式の引受け等の特例について規定することとした。（第一一条及び第一二条関係）
六　沖縄振興開発金融公庫法の一部改正関係
沖縄振興開発金融公庫の業務として、資金の貸付けに係る債務を有する者の株式等の取得であって、債務を消滅させるためにするものを追加することとした。（第一九条関係）
七　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正関係
「小規模事業者」に関し、範囲を政令で弾力的に定めることができることとした。（第二条関係）
八　株式会社日本政策金融公庫法の一部改正関係
日本政策金融公庫の業務として、資金の貸付けに係る債務を有する者の株式等の取得であって、債務を消滅させるためにするものを追加することとした。（別表第二関係）